

新潟県不動産特定共同事業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第47号

新潟県不動産特定共同事業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県不動産特定共同事業法施行細則（平成7年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (閲覧の場所) 第2条 法第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿その他の書類及び法第49条に規定する小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の書類（以下「名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。 | (閲覧の場所) 第2条 法第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。